

2015年度 第4回 倫理審査委員会議事録

日 時 2015年7月16日(木) 12:20 ~ 12:50
場 所 大学会議室
出席者 谷川、浅野、杉原、田川、スワンソン、藤田、植田
記録者 小川、久馬

審議事項

1. 倫理審査について

(1) 受付番号：2010年度 第6号 変更申請

申請者名：保健福祉学部 福祉学科 谷川弘治 教授

課題名：医療保育・病弱特別支援教育における個別の保育支援・教育支援計画立案と実行を支援するシステムの構築に関する研究
－研修プログラム評価－

審査結果：条件付き承認

- ① 苦情処理窓口を倫理委員会に変更。

報告事項

1. 2015年度第4回迅速審査結果について

谷川委員長より、以下のとおり6月25日(木)に行われた迅速審査1件の報告がなされ、全員一致で承認された。

(1) 受付番号：2014年度 第2号 変更申請

申請者名：保健福祉学部 栄養学科 清末達人 教授

課題名：地域住民の健康増進のための食育活動の展開

迅速審査理由：研究計画の軽微な変更

- ① 実施計画の変更

- ② 実施事項等における倫理的配慮等についての変更

審査結果：条件付き承認

- ① 資料1、資料3に以下の文章を加える。「アンケートは鍵のかかる場所に厳重に保管し、研究終了5年後に破棄する。」
「答えたくない質問には答えなくても結構です。」
- ② 資料3、資料4のアンケートで「本日は・・・ありがとうございました。」「参加状況ならびに」の文章を削除する。

2. 学生を対象とした調査等実施の取り扱いについて

- ・学外の研究者より、本学在学中の学生を対象とした調査票調査などを実施したい旨の連絡があった場合の取り扱いについて、学生個人情報保護委員会に検討を依頼したところ、研究活動は個人情報保護法の範疇ではないが、学生の人権を守る観点で対応は必要であるので、関連する部署で検討されたいということで、倫理審査委員会で検討をお願いしたいとのことであった。

- ・現状としては、①依頼を受けた本学教員が担当科目などの時間を利用して実施する。②依頼を受けた本学教員が学科会等に諮って、担当科目などの時間を利用して実施する。③依頼を受けた本学教員が共同研究者となり、本学の倫理審査を受けて実施する。等である。③を除き、様々な手順で実施されるため、責任の所在がわかりにくい。
- ・課題として、①諾否の決定機関、②決定までの流れの作成、③倫理上の配慮事項等があげられる。
- ・倫理審査委員会での検討課題として、倫理審査委員会の審議事項に該当するののか、あるいは審議事項であればどのように審議するののか。

倫理審査委員から次の意見が出された。

- ・各学部での判断では大学での統一がとれないので、調査依頼を受けた場合は、依頼を受けた教員が共同研究者となり、本学の倫理審査を受けることが望ましいのではないか。
- ・調査の内容にもよるが、授業をよりよくするために、学外に公表するものでなければ倫理審査を受けなくても良いのではないか。
研究代表者の当該倫理審査委員会で承認されている場合は、学長の承認で良いのではないか。共同研究である場合は本学の倫理審査委員会で審査をするという形がよいと思われるが、だからといって全てを機械的に受けるべきではない。
- ・谷川委員長から、ご意見をもとに学長と相談させていただきたい旨が述べられた。

3. 倫理審査委員会規程について

- ・倫理審査委員会規程第3条にある「疫学研究に関する倫理指針」（平成14年度文部科学省・厚生労働省告示第2号）及び「臨床研究に関する倫理指針」（平成15年度厚生労働省告示第255号）の見直しがなされ両指針を統合し「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」が公布されている。
- ・「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に基づき規程を改正すること及び適用範囲外の件については、第1章第3の条項に基づいて審査を行うことを規程に加えることを承認した。

以上

記 録 久 馬 典 子